

ハラスメントセミナーの実施

5 ジェンダー平等を
実現しよう



日時:令和5年2月27日(月) 17:00~18:00
場所:北陸保全工業(株) 本社 執務室
講師:新潟シティ法律事務所 弁護士 村山雄亮 様

弊社では、令和4年にハラスメント防止に関する方針を発表し、関連する規定や体制の整備を実施いたしました。

概ね1年が経過する現在、改めてその内容を理解するとともに、ハラスメントの防止啓発の一環として社内講習を実施しました。



2023.2.27 北陸保全工業(株) 本社



講習では、セクシャルハラスメントやパワーハラスメント、それぞれの定義を再確認することができましたが、実際に裁判に至った事例を見ると、ハラスメントは必ずしも定義に当てはまるものではなく、何がハラスメントに該当するかは一律ではない。ということがわかりました。

また、身近に起こり得る案件を題材にしたケーススタディでは、グループディスカッションで問題の解決方法を話し合いました。

最後に、講師の村山弁護士よりご提案をいただきました。

- ☑ もし発生したらどうするか
- ☑ どんなことがハラスメントになる可能性があるのか

職場内で**共通認識をもつことが大事**
今日、皆で「**やらないこと**」を3つ決めましょう



北陸保全工業株式会社の社内環境向上ルール

村山弁護士より8つの候補をご提案いただき、セミナーに出席した社員全員で多数決を実施、そのうち、上位3つの候補を弊社の社内環境向上ルールとして決定しました。

- 1、人とすれちがったときは必ず「**おつかれさまです。**」という
- 2、**人**にあたら**ない**、**物**にもあたら**ない**
- 3、何かしてもらったときには業務だとしても「**ありがとうございます**」

〈編集後記〉

この度の社内講習は、普段からハラスメント問題に直面し、専門知識をもって問題解決に導く弁護士の先生に講師をしていただくという大変貴重な機会となりました。法知識のない私たち従業員にも非常にわかりやすく、ご丁寧に進めていただいたことで、普段は難航しがちなグループディスカッションも活発に取り組むことができました。また、あやふやになりがちな「社内環境向上ルール」は、「自分たちで決めた」という既成事実のもとで、重要性が飛躍的に高まったと感じました。講師である村山先生のご指導に感謝申し上げます。